

群馬労働局の取組 トピックス

(不妊治療と仕事の両立支援、労働基準法・最低賃金法・雇用保険関係の届出に関する電子申請)

発信者 雇用環境・均等室



- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

① 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置 ～特別休暇、テレワーク等の柔軟な働き方～

【次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等】

- 次世代法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には、**仕事と子育ての両立に関する行動計画**の策定・届出等が義務付けられています。
- 今般、行動計画策定指針が改正され、行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、**不妊治療のために利用できる休暇制度、半日・時間単位で取得できる年次有給休暇制度、テレワーク等、不妊治療を受ける労働者に配慮した措置**が追加されました（令和3年4月1日適用）。
- 一般事業主行動計画についての詳細は、**厚生労働省ホームページ**をご覧ください。 ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>



【不妊治療の内容や、職場での配慮のポイント】

- 職場内で不妊治療への理解を深めていただくため、「**不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル**」や、「**不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック**」を厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html ⇒



- 不妊治療を含む妊娠・出産等に関する否定的な言動**は、**妊娠・出産等に関するハラスメントの発生の原因・背景**になり得ること等に御留意ください。

- 各都道府県等が設置している不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する医学的・専門的な相談や心の悩みの相談対応等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181591.html>



【雇用環境・均等室の役割】

不妊治療と仕事の両立支援の趣旨、必要性等の周知・啓発、ハンドブックや助成金等の情報提供などを行っています。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
電話：027-896-4739



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

② 不妊治療と仕事の両立支援に取り組む中小企業を支援します

【働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）】

○助成内容

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。設定する成果目標として、**不妊治療のための休暇制度**の導入が追加されました。

○支給対象となる取組

- ・ 労務管理担当者に対する研修 ・ 労働者に対する研修、周知
- ・ 外部専門家によるコンサルティング ・ 就業規則等の作成
- ・ 人材確保に向けた取組 ・ 労務管理用ソフトウェア等の導入
- ・ 労働能率の増進に資する設備等の導入

○成果目標

- ・ 全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる。
- ・ 交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、**不妊治療のための休暇**）のいずれか1つを、全ての対象事業場に導入すること。

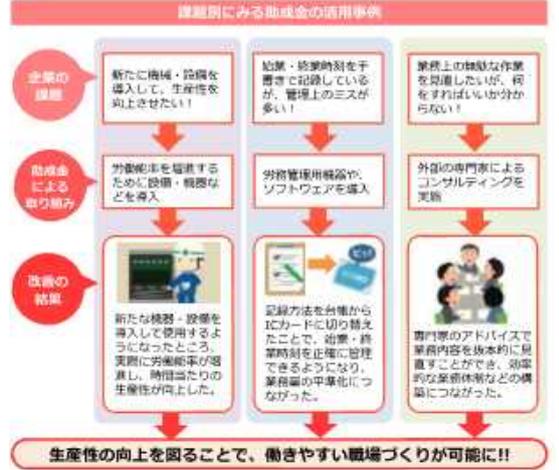
⇒詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>



「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**前掲の労働の上乗せ額が活用されています。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等室 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧 <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

▶働き方改革推進法の詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

【両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）】

○助成内容

不妊治療のために利用可能な以下の休暇制度・両立支援制度を導入し、利用しやすい環境整備に取り組み、対象労働者に制度を利用させた中小企業事業主を支援します。

- ・ 不妊治療のための休暇制度 ・ 所定外労働の制限制度
- ・ 時差出勤制度 ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制
- ・ テレワーク

○支給要件

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズ調査の実施
- (2) 整備した上記制度について、就業規則等への規定及び周知
- (3) 不妊治療を行う労働者の相談対応等を行う担当者の選任
- (4) 不妊治療を行う労働者のため、不妊治療両立支援プランを策定

⇒詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



事業主の皆さまへ 不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内 「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」など

「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」

支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度について、次の①～④のいずれか又は複数の制度について、利用しやすい環境整備に取り組む、不妊治療を行う労働者に休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主

① 不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、② 所定外労働制限制度、③ 時差出勤制度、④ 短時間勤務制度、⑤ フレックスタイム制、⑥ テレワーク

支給要件

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズ調査の実施
- (2) 整備した上記①～④の制度について、労働協約又は就業規則への規定及び周知
- (3) 不妊治療を行う労働者の相談に対応し、支援する「両立支援担当者」の選任
- (4) 「両立支援担当者」が不妊治療を行う労働者のために「不妊治療両立支援プラン」を策定

支給額

次の条件を満たした場合、A、Bそれぞれが支給されます。

A 「整備制度、休暇の取得等」
支給要件の全てを満たし、最初の労働者が、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を合計5日（週）利用した場合
1 中小企業事業主 28.5万円<36万円>

B 「長休休暇の取得」
上記Aを完了した事業主であって、労働者に不妊治療休暇制度を20日以上連続して取得させ、原則月に取得させ3か月以上継続させた場合
1 中小企業事業主 28.5万円<36万円> 1事業主当たり1年度に5人まで

※A、Bとも、<>内は当該要件を満たしなかった場合の支給額

不妊治療のための休暇を新たに導入したい場合は、以下の助成金も活用できます。
「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」

- ・ 支給対象となる事業主：不妊治療等のために利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を導入した中小企業事業主
- ・ 対象経費：外部専門家によるコンサルティングや就業規則等の作成、変更などの休暇制度の導入に要する経費
- ・ 支給額：上限50万円（所収経費の3/4、一定の条件を満たした場合4/5）



③ 労働保険の届出・申請は、電子申請や郵送を利用しましょう！

～県内10市町がまん延防止等重点措置対象区域に指定されました～

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請を利用して行うことができます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、できるだけ窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請がただちに利用できない場合には、郵送により届出・申請することも可能です。

届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届け出・・・51種類
時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
就業規則（変更）届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた届出・・・9種類
最低賃金の減額特例許可の申請など

電子申請が、簡単（2ステップ）になりました！

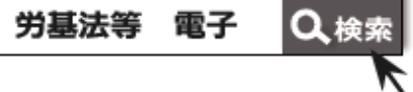
- ① e-Gov からアカウントを登録
- ② フォーマットに必要事項を入力

★ 令和3年4月から電子署名・電子証明書は不要になりました！



電子申請の利用方法

「e-Gov」のホームページから電子申請が利用できます。
基本的な流れについては、厚生労働省HPのパンフレット等をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



「36協定届」や「就業規則（変更）届」など
労働基準法などの電子申請が
さらに便利になりました！

「e-Gov電子申請」でスマートに届け出ましょう

e-Gov電子申請とは
電子申請とは、届出届によって行われていた申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社などのパソコンを使って行えるようにするものです。

24h 24時間受付可能
どこからでも申請可能
マイページで 申請をすくなく確認
パソコン上で 申請が完了

～最近の変更点～
○令和元年7月1日から、電子申請でも受付印が付いた控えをダウンロードできるようになりました。（一部の手続に限る）
○令和3年3月29日から、36協定届の本社一括届出の要件が緩和されます！（電子申請に限る）詳しくは、本紙P11をご覧ください。
○令和3年4月1日から、電子署名・電子証明書が不要になりました！

厚生労働省のホームページにe-Gov電子申請へのリンクなどを掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

労基法等 電子 検索

【労働基準法等の届出に電子申請の電子申請について】
「ホーム」>「政府について」>「分野別の政府一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「労働生活の安全」>「労働基準法等の届出に電子申請の電子申請について」

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<手続の概要> 事前準備から提出完了までの流れについて

- 1 事前準備（パソコンの設定など） P 3～4
- 2 e-Govアプリ起動・マイページへのログイン P 5
- 3 手続の検索 P 6
- 4 申請書入力 1.基本情報入力 P 7～8
- 5 申請書入力 2.申請様式記入 P 8
- 6 申請書入力 3.添付書類の添付 P 8
- 7 申請書入力 4.提出先選択 P 8
- 8 申請書入力 5.電子署名・電子証明書の添付^{※1} P 9
※1 令和3年4月1日から添付が不要となります。
- 9 申請案件の手続終了の確認^{※2} P 10
※2 令和元年7月1日から、36協定届・1年単位の変形労働時間制に関する協定届・就業規則（変更）届については、受付印が付いた控えがダウンロードできます。

提出完了！！



④ 電子申請(雇用保険関係)のご利用をお願いします。

○群馬労働局・県内ハローワークでは電子申請による雇用保険関係の届出等をお勧めしております。

24時間いつでも申請が可能など便利です。是非ご利用ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

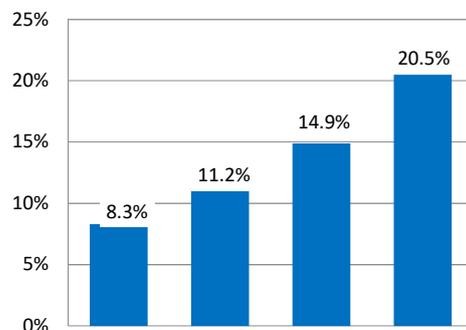
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時までに提出**していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます！

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/about-appli>

<参考マニュアル>

・雇用保険関係手続き電子申請のご案内

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/koyouhoken_tetsuzuki.pdf

※電子申請を行うには「電子署名」のほか、社会保険手続きの電子申請などにも使用できる「GビズID」<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html> も利用が可能です。

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室